

○新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金融資保証
制度要綱

(令和2年3月17日告示第32号)

改正 令和2年4月22日告示第87号 令和2年5月15日告示第94号

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、売上減少などの経営の安定に支障を生じている市内中小企業者に対する資金の融資を円滑にし、これらの事業の経営安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定するもののうち、市内において現に営業所を有し、同信用保険法の対象業種を営むものをいう。
- (2) 金融機関 山口県信用保証協会(以下「協会」という。)と保証に関する約定を締結している金融機関をいう。

(対象)

第3条 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上減少などの経営の安定に支障を生じている中小企業者で、新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金対象要件申告書(別紙様式第1号)により、次の各号いずれかに該当することが確認できる中小企業者とする。

- (1) 営業経歴が1年1箇月以上の中小企業者で、最近1箇月の売上高が前年同月比5%以上減少しているとともに、その後の2箇月を含む3箇月の売上高が前年同期比5%以上減少することが見込まれること。
- (2) 営業経歴が1年1箇月未満の中小企業者で、最近1箇月の売上高が最近1箇月を含む最近3箇月の平均売上高と比べ5%以上減少しているとともに、その後の2箇月を含む3箇月間の売上高が5%以上減少することが見込まれること。

(保証及び貸付けの条件)

第4条 この告示の実施に当たり、保証及び貸付けの条件は、次による。

(1) 資金の使用及び限度額は、次のとおりとする。

使用	限度額
運転資金	1,000万円

(2) 期間

運転資金 10年以内（3年以内の措置期間を含む。）

(3) 保証料率

協会が定める保証料率

(4) 保証人及び担保

ア 保証人については、原則として個人事業主の場合は不要とし、法人の場合は代表者とする。ただし、市長が必要と認める特別な事情がある場合1人以上徴求する。

イ 担保については、原則徴求しない。

(5) 融資の方法

原則として証書貸付とする。

(6) 弁済の方法

割賦返済

(7) 貸付利率

年1.5パーセント

(8) 納税証明の添付

申込時において市税の滞納がないことを条件とする。

(申込みの手續等)

第5条 この制度に係る申込みは、第3条の規定に該当する中小企業者であることを市が確認した後、金融機関に申し込まなければならない。

2 金融機関は、前項の申込みがあった場合は、速やかに融資の審査を行い、協会へ回付するものとする。

(保証の決定及び保証料補給)

第6条 協会は、前条の申込みを受理したときは、速やかに内容を審査し、融資保証の可否を決定するものとする。

- 2 前項による融資保証の決定を受けた事業者等(以下「申込人」という。)は、市長に保証料補給認定申請書(別記様式第2号)を提出して認定を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の認定をしたときは、申込人に対し、保証料補給認定書(別記様式第3号)を交付するものとする。
- 4 前項の認定を受けた申込人が、協会に対して支払うべき保証料(当初保証条件に基づく保証料に限る。)の額については、毎年度予算の範囲内で市が協会に支払うものとする。

(対象取扱期間)

第7条 この制度の対象資金の取扱期間は、令和2年3月17日から令和2年6月30日までに融資の保証が決定されたものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長と協会が協議の上決定する。

附 則

この告示は、令和2年3月17日から施行する。

附 則(令和2年4月22日告示第87号)

この告示は、令和2年4月22日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金融資保証制度要綱の規定は、令和2年3月17日から適用する。

附 則(令和2年5月15日告示第94号)

この告示は、令和2年5月15日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金対象要件申告書
[別紙参照]

別記様式第2号(第6条関係)

保証料補給認定申請書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 6 条関係)

保証料補給認定書

[別紙参照]